

北海道森林管理局入札監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日：平成24年10月10日)

| | | | |
|---------|------|---|---|
| 開催日及び場所 | | 平成24年9月27日(木曜日) 研修第二教室 | |
| 委員 | | 青木 豪 (青木法律事務所) 荒島 裕雅 (荒島裕雅税理士事務所) 中村 圭佐 (公認会計士中村圭佐事務所) | |
| 審議対象期間 | | 平成24年4月1日～平成24年6月30日 | |
| 審議対象案件 | | 559件 うち、1者応札案件100件 契約の相手方が公益社団法人等の案件39件 | |
| 抽出案件 | | 7件(抽出率 1.3%) うち、 1者応札案件 2件(抽出率 2.0%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件(抽出率 0%) | |
| 工事 | 一般競争 | | 該当なし |
| | 指名競争 | 公募型指名競争 | 該当なし |
| | | 工事希望型競争 | 該当なし |
| | | その他の指名競争 | 該当なし |
| | 随意契約 | | 該当なし |
| 業務 | 一般競争 | | 1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | 指名競争 | 公募型競争 | 該当なし |
| | | 簡易公募型競争 | 該当なし |
| | | その他の指名競争 | 該当なし |
| | 随意契約 | 公募型プロポーザル | 該当なし |
| | | 簡易公募型プロポーザル | 該当なし |
| | | 標準型プロポーザル | 該当なし |
| | | その他の随意契約 | 該当なし |

抽出案件内訳

| | | |
|------------|---------------|---|
| 物品・ 役務等 | 一般競争 | 6件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 |
| | 指名競争 | 該当なし |
| | 随意契約（企画競争・公募） | 該当なし |
| | 随意契約（その他） | 該当なし |
| (特記事項) | | |

| 委員からの意見・質問、それに対する 回答等 | 意見・質問 | 回答 |
|--------------------------|--|--|
| | | <p>1 総合評価落札方式の簡易型と標準型の違いは何か。</p> <p>2 技術評価点及び評価値が付く入札経緯の流れを知りたい。</p> <p>3 林道コンサル（BB1）技術評価点に2倍の差があるが、落札に関わる評価点の影響はかなり大きいのではないか。</p> <p>4 その他物品・役務（F2、3、4）3件とも落札率が100%となっているが、単価契約の入札で、単価が一致することはあるのか。</p> |
| | <p>(H23年度入札結果表)</p> <p>5 1つの業者が同じ日に何</p> | <p>5 土木工事・コンサル業務に</p> |

件も落札した場合等、工事がきちんと行われるか等含めて制約・審査等はないのか。

(H23年度入札結果表)

6 造林事業(石狩署)
余市地区保安林整備(4件)についてはA社がすべて落札しているが、契約を分ける必要があったのか。

7 入札結果表は、年に1回前年度分を作成するのか。

8 生産事業(D1)
工事費内訳書の種別が2種類しかない。もう少し種別を細分できないのか。

9 指名停止者の数は増加傾向にあるのか。
指名停止期間は最長で12ヵ月か。

10 指名停止期間が終われば入札に参加できるか。

11 低入札価格調査を実施するため通知したところ、低入札価格調査に協力しなかったとあるが、どのような調査をしようとし、どの程度協力しなかったのか。

12 業者へ赴き、低入札価格調査を行うのか。

については、主任技術者等を配置できないと入札に参加できない。資格審査の時に、技術者が同期間に現場を掛け持ちしていないかチェックしている。

6 作業種、作業場所が異なるので分ける必要があった。

7 今後は前年度分を示すことになる。来年度の委員会には、24年度入札結果表が新たに追加されることになる。

8 地域により種別記載が異なっていることから、工事費内訳書の種別については今後統一を含め、細分の記載を検討しているところである。

9 誤伐等に係る適用を厳しくしたため、平成24年1月以降、森林整備に関する契約違反、法令違反に係る指名停止者が多くなっている。
基本的に指名停止期間は最長で12ヵ月であるが、重大な独占禁止法違反行為等であるものについては、最長36ヵ月(3年)である。

10 資格の剥奪ではないので、指名停止期間が終われば参加できることとなる。

11 調査基準価格を設定しておき、応札者がその価格を下回った場合、会社の経営状況や実際にこの金額で工事を行えるか等の判断のための調査を行う必要があり、調査を行う旨の通知を出したが、協力を拒否され調査が出来ず、落札されなかったところである。

12 調査は、決算報告書等の資料を提出してもらい、業者を呼んで事情聴取等を行う。

| | | |
|--|--|---|
| | <p>13 デジタル複合機賃貸借契約については、低入札価格調査はないのか。</p> <p>14 その他物品・役務（F300）リース契約か。</p> <p>15 本来リースと保守契約はセットではないか。</p> <p>16 保守はリース契約をした業者と随意契約になるのではないか。</p> <p>17 その他物品・役務（F143）特別な競争参加資格の欄に基準点から半径3kmの範囲内に存在する者という記載があるが、範囲が狭すぎるのではないか。</p> | <p>13 物品の賃貸借関係については低入札価格調査制度の適用はない。</p> <p>14 国庫債務であり、複数年契約の承認を財務省から得て、5年間の賃貸借契約をしている。</p> <p>15 事務機器のリースは国庫債務が認められ複数年契約となっているが、保守契約については国庫債務が認められておらず、単年度契約となった。</p> <p>16 保守契約についてもリース契約と同様に一般競争入札により契約相手方を選定しており、入札結果によっては、リース契約をした業者とは異なる業者と契約となる場合もある。</p> <p>17 当該エリア内に業者が数社あるという条件下、利便性等を考え範囲の設定をしているが、1者入札となったことから、対応策として次回からは範囲を広げることも考えられる。</p> |
| <p>委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p> | <p>なし</p> | |

事務局：北海道森林管理局企画調整部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

北海道森林管理局入札監視委員会苦情処理会議審議概要

| | | | | |
|----------------------|--|----|------|------|
| 開催日及び場所 | 平成24年9月27日(木曜日) 研修第二教室 | | | |
| 委員 | 青木 豪 (青木法律事務所) 荒島 裕雅 (荒島裕雅税理士事務所) 中村 圭佐 (公認会計士中村圭佐事務所) | | | |
| 再苦情申立概要 | 申立日 | 件名 | 契約方式 | 契約月日 |
| | | | | |
| | 該当なし | | | |
| 委員からの意見・質問、それに対する回答等 | 意見・質問 | | 回答 | |
| | | | | |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | | | | |